

様式2

内水面漁場計画(素案)に関する
利害関係者の意見及び意見に対する県の考え方

1 意見募集期間

令和5年2月15日 ～ 令和5年3月14日

2 意見募集の結果

意見の件数3件（意見提出者数2人）

〔意見の内訳〕

区 分	延べ件数
ア 素案全般に関する意見	0件
イ 施策に関する意見	0件
ウ その他	3件
合 計	3件

〔意見の反映状況〕

区 分	延べ件数
A ご意見は計画素案に反映しました	0件
B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています	0件
C ご意見は今後の取組の参考とします	3件
D ご意見は計画素案に反映できません	0件
E その他	0件
合 計	3件

意見の内訳（意見区分）：ア 素案全般に関する意見／イ 施策に関する意見／ウ その他

意見の反映状況（反映区分）：A ご意見は計画素案に反映しました／B ご意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています／C ご意見は今後の取組の参考とします／D ご意見は計画素案に反映できません／E その他

意見 番号	意見 区分	意見	反映 区分	県の考え方
1	ウ	<p>近年の平野部の湖の鯉釣りではアカミミガメの増加に伴い、餌の食害に遭い、アカミミガメの活動が活発化する太陽光がある時間帯は釣りが成立しない状況で釣果を得るには夜釣りが殆どとなっている。</p> <p>芦ノ湖では夜釣り禁止の旨遊漁規則で定められている。現在の鯉釣りは24時間体制でセンサーを使用している釣りが主流となっている。また鯉釣りの性質上、釣果を得るには数時間前から仕掛けを投入する必要があるため、夜間のみならず朝マズメの時間帯も放棄しなければならないため、夜釣り禁止を遵守すると釣果を上げることは相当程度困難になると考えられる。</p> <p>聞く所によると、芦ノ湖での夜釣り禁止の理由は夜釣りを認めると大量に採捕され資源が枯失する懸念がある他、夜釣りによる魚のスレが進行し釣れづらくなること、安全管理上の懸念、住民・組合員からの治安維持の要望が挙げられる。</p> <p>これらの理由の内、安全管理については2008年の大阪港転落死亡事故における管理者責任を問う裁判の判例もあり、管理者責任は問われるものでなく、釣り人のライフジャケット着用等により危険防止は担保出来るもので、釣り用のライフジャケットは水に濡れると自動膨張する仕組みであるため、落水した際の生命維持機序を考えると水深の深浅は殆ど関係無い。</p>	C	<p>現在、芦ノ湖や相模川の遊漁規則で定められている夜釣り禁止について、県は水産動植物の繁殖保護、漁業調整等を考慮した遊漁への必要最小限度の制限にあたりと考 え、遊漁を不当に制限するものではないと判断していま す。</p> <p>遊漁規則は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が定めるものであり、遊漁を不当に制限するものや、遊漁料の額が妥当ではないと判断される場合を除き、県は認可をしなければならないこととされています。</p> <p>いただいたご意見は内水面遊漁の振興のため、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

	<p>同じく住民・組合員からの治安維持の要望については、漁協と住民の間に昔からの地域社会に根付いた関係がある為に漁協が対応する形をとったようであると推察される。十分に要望の中身を吟味しながら民家から十分離れた場所について夜釣り解禁した場合に想定される事態を考え、夜釣り禁止区を設ける等の措置が望ましい。</p> <p>一方で漁業権設定の目的は、本来自由である漁業ではあるが、水産資源保護、漁業調整の必要がある場合に限定されたものであった筈である。事実漁業権設定に伴い遊漁規則を制定するときには、資源保護、漁業紛争の防止、組合員の生活依存度を考慮した必要最小限の制限になっているかが漁場管理委員会による審査項目の両輪の一つである。住民・組合員からの要望はこれに該当しない。</p> <p>安全管理も含めてこれらの問題は自治体が取り組むべきであろうと考えられ、遊漁規則で定めて硬直化させるよりは、自治体からの注意喚起を十分に行い、深刻度は低くとも事故が起きた場合や、住民からの苦情が上がった都度夜釣り禁止を発動するなど、弾力的な運用が望ましい。</p> <p>事実滋賀県彦根市の野田沼においては釣り人が通行人の服にキャストイング時に針を引っ掛ける事件が起き、令和3年4月から6ヶ月間釣り禁止とし、同年11月にマナー向上が図られたとして釣り禁止を解除しているが、解除の条件として「同様のトラブルが起きたら再度釣り禁止とします」と付帯条件を付けて釘を刺している。</p>		
--	---	--	--

	<p>残る問題は資源の枯失、魚のスレであるが、これらについては資源保護上の観点から漁協組合員の切実な懸念であると考えられるので、夜釣り禁止の漁業法上の論点はこの二点に集約される。</p> <p>ここからは私が経験に基づき鯉に魚種を絞って話を進める。現在の鯉釣りは24時間体制であることは先程述べたが、釣った鯉はPVCでコーティングされたスポンジ製の「アンフッキングマット」で体表粘膜を保護しながらリリースまでの作業をする。KHV問題もあり、生きたまま持ち出せない事情も合わせると釣れた鯉は9分9厘リリースされ生残する。マス類と比較すると資源損耗の懸念はほぼゼロと言っても過言ではない。また「アンフッキングマット」がヨーロッパから導入されて15年経つが、同じ鯉を複数回釣ったという事も珍しくない。ヨーロッパでは何度も釣れる大型の鯉に名前を付けて親しみ、釣れなくなったら「誰かが雑に扱って食欲が無くなったのではないか？」と犯人探しが始まるなど、さながら動物園のゾウやイルカといった扱いである。</p> <p>スレの問題は釣りの技術の向上とともに避ける問題ではなく、向き合うべき問題として鯉釣りの世界では認識されて来ている。</p> <p>ついでに放流コストが他の魚種と異なること、資源損耗がほぼ無いこと、釣りのスタイルが24時間体制になっていること等を総合的に勘案し、全ての地区とは行かないまでも、一定の区域では夜釣り解禁を実験的に行う等、や</p>	
--	---	--

		<p>や弾力性を持った遊漁規則の運用が出来ないものだろうか？本来は魚種ごとに放流コストが異なることに加え本件の宵のうちの見回り等管理コストを勘案した遊漁料設定も視野に入れた検討されたい。</p> <p>魚種限定(ウナギ)で夜釣りを解禁している相模川についても、こうした鯉釣りの実状を勘案し、鯉についても夜釣り解禁の検討がなされることを希望する。</p>		
2	ウ	<p>台風や大雨で崩壊した後の護岸工事やダム、堰堤の影響、川床の変化による資源に対する悪影響が著しい。水利権では、取水のための工事は頻繁に行われるが、漁業権に関する魚や釣り人のための河川修復工事も施行していただきたい。</p>	C	<p>護岸や堰堤、魚道等の修復工事については、水産動物に配慮した施工となるよう河川管理者への技術的な助言等を行っております。</p> <p>いただいたご意見は内水面漁業の振興のため、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
3	ウ	<p>釣り人による採捕量よりはるかに甚大な量の魚がカワウの食害にあっており、漁協による増殖事業が意味をなさないのではないか。カワウ対策を早急に強化していただきたい。</p>	C	<p>カワウによる漁業被害については、県カワウ被害防除対策協議会において有効な対策手法について協議を行っているところです。</p> <p>今後もより有効な対策が行えるよう、関東カワウ広域協議会等とも連携しながら検討を進めてまいります。</p> <p>いただいたご意見は内水面漁業の振興のため、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>